

令和4年11月28日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

USBメモリー紛失事案に係る職員の処分等について

1 特別職の対応

- (1) 副市長（総務局担当）給料月額の1/10・1月分の減額相当
（財政調整基金へのふるさと納税）

※ 市長については、市民に対する行政への信頼を大きく失墜させたことに対する反省と再発防止に向けた強い決意、姿勢を目に見える形で示すため、すでに令和4年6月の期末手当を全額カットしている。

2 関係職員の処分内容

- (1) 総務局長 戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）
(2) 処分日 令和4年11月28日

3 処分等の概要

臨時特別給付金対応業務受託事業者の関係社員が、全市民約46万人分の住民基本台帳情報のほか、約36万人分の住民税に係る税情報、非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯情報、生活保護受給世帯等の口座情報を含んだUSBメモリーを一時的に紛失したことにより、多くの市民に多大な不安を与える結果となった。

本件事案については事業者が契約書・仕様書で定める各種セキュリティ対策を怠ったことが主たる原因であるものの、事業者と同対策の遵守を強く自覚させることを含めた市の情報セキュリティに係る安全管理体制の構築、追行が十分でなかったことから、情報セキュリティ対策を統率する責任者の立場にあった総務局担当の副市長（統括情報セキュリティ責任者）については、特別職として地方公務員法上の懲戒処分の規定は対象とならないが、自らの姿勢を正すことにより市民の信頼回復を図るため、給与の一部を減額相当とするもの。

また、同様に情報セキュリティ対策を統率する責任者の立場にあった総務局長（統括情報セキュリティ責任者兼情報セキュリティ責任者）については、職務上の義務に違反したため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行ったもの。

以上